

《 看板・広告物を設置される事業者の方へ 》 《 広告業・看板施工業の方向けのご案内 》

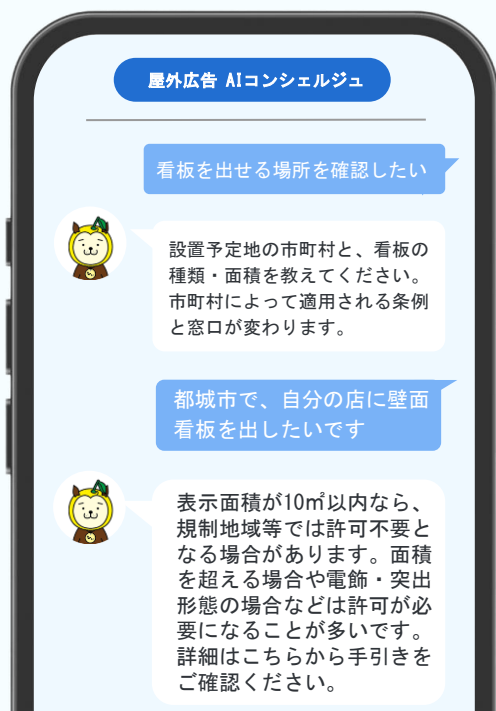
この場所に、看板を出せますか？

許可はどうしたら？

電話の前に、整理できます。

宮崎県の屋外広告物のルールは、規制区域や地域区分によって細かく変わります。「電話で聞くしかない」その手前を、AIコンシェルジュ「ひいくん」が整理します。24時間、現場からスマートフォンでもご利用いただけます。

ご利用は無料・24時間・お名前は不要です



AIコンシェルジュの特徴を3つお伝えします

POINT 01
24時間、いつでも

夜でも休日でも。窓口が開いていない時間に整理しておけます。

POINT 02
何度でも、気兼ねなく

同じことを聞き直しても大丈夫。納得いくまでやりとりできます。

POINT 03
お名前は伺いません

氏名・連絡先の入力は不要です。まず気軽にお試しください。

かんたん3ステップ！

01 二次元コードを読み取る

スマートフォンのカメラをかざすと、県ホームページの該当ページが開きます。



02 左下のアイコンを押す

「ひいくん」のアイコンが出ています。ここを押すと相談画面が開きます。



03 おしゃべり開始！

ボタンを選んでも、自由に文章を書いても構いません。

看板を出せる場所を確認したい
申請書の書き方・必要書類
自家用の特例許可について知りたい

▲ こうしたボタンから始められます



まずはこちらから

宮崎県ホームページ「屋外広告物」の各種ページ

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kurashi/shakaikiban/toshikekaku/kokokubutsu/index.html>

お答えするのはAIです。制度の一般的な考え方をご案内しますが、個別の可否や最終的な判断はいたしません。内容に誤りがある可能性もありますので、確実なご確認はお問い合わせ窓口へお願いします。

こんなご相談ができます

規制区域の確認や許可の要否、申請書類など、次のようなご質問にお答えします。



規制区域

この場所に看板を出せますか？



規制区域

規制区域の地図（概要図）はどこで見られますか？



許可の要否

私の看板は許可が必要ですか？
（自家用広告物とは）



申請書類

申請書の書き方が分かりません
／添付書類は何が必要ですか？



手数料

手数料はいくらですか？
県収入証紙はどこで買えますか？



リニューアル

古くなった看板を作り替えたい。
改造届と新規申請どちらですか？



屋外広告業

屋外広告業の登録とは何ですか？
広告物の許可と違いますか？



県外の方

県外の業者ですが、宮崎県のルールが分かりません

まずは「どこに・何を」から整理します

県内10土木事務所等へ照会したところ、「この場所に出せるか」という規制区域の確認が、どの事務所でも最も多いご相談でした。

申請書の記載方法・添付書類、手数料や県収入証紙のご質問も多くいただいています。

ひいくんは、概要図とルールで当たりをつけるところまでを担当します。

最終的な判断とお問い合わせ先

個別場所の最終判断

図面と位置情報を揃えて各土木事務所等へご相談ください。ひいくんは断定いたしません。

許可・登録の窓口

屋外広告「物」の許可は各土木事務所等が行っています。
また、屋外広告「業」の登録は都市計画課 美しい宮崎づくり推進室が行っています。

設置場所が宮崎市内の場合

宮崎市役所が窓口です。また設置場所等によっては、道路占用許可・建築確認・景観条例などの手続きが別に必要になる場合があります。

ご利用時の注意事項

- ご利用は無料です。氏名・住所・電話番号などの個人情報も伺いません。※通信料のみご負担ください
- 会話の内容は、回答の改善と、県の情報発信の見直しのために利用します。

お問い合わせ
はこちらまで

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号/宮崎県庁 防災庁舎9階

宮崎県 県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室

美しい宮崎づくり推進担当

📞 0985-24-0041

✉ utukushii@pref.miyazaki.lg.jp FAX 0985-32-4456

屋外広告に関すること
お気軽にご相談ください

